

健感発 0428 第1号  
平成 29 年4月 28 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部局長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

### 蚊媒介感染症対策の徹底について

蚊媒介感染症対策については、これまで「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」(平成 27 年厚生労働省告示第 260 号。以下「指針」という。)及び「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け」(平成 29 年4月 28 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「手引き」という。)に基づき、対応いただいているところです。

蚊媒介感染症については、一昨年より南米を中心に流行が拡大したジカウイルス感染症やデング熱、チクングニア熱等が海外では多数発生しています。訪日外国人数が増加している我が国においては、これから蚊のシーズンに入るため、海外から持ち込まれた蚊媒介感染症が日本国内で流行するリスクは高くなると思われます。

各自治体におかれましては、指針及び手引きに基づき、下記の事項に留意していただき、引き続き蚊媒介感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 蚊媒介感染症対策の周知啓発活動

媒介蚊の発生源対策、防蚊対策等の蚊媒介感染症予防対策の周知啓発に努めること。なお、厚生労働省では、新しい蚊媒介感染症周知啓発用ポスターを作成しているところであり、完成次第、改めて周知する。

#### 2. リスク評価の徹底

今年度における各地域の状況は、昨年度と異なる場合があるため、昨年度選定したリスク地点の有無に関わらず、リスクの再評価を実施すること。その際には、蚊(幼虫

や成虫)の生息実態調査の結果、各地域の平均気温、海外からの来訪者数等を踏まえて、リスク評価を実施すること。なお、リスク評価を実施していない自治体については、速やかに実施すること。

### 3. 人材の養成及び対策の推進体制の充実

研修等を通じて、蚊媒介感染症や媒介蚊に関する知識や技術を有する人材の養成及び継続的な確保に努めること。また、会議等により、関係者間での情報共有や協力体制の構築及び整備を図ること。

なお、これらの研修、会議等の開催の際には、感染症予防体制整備事業における動物由来感染症予防体制整備事業の活用について検討していただきたい。

以上